

新建築技術認定事業業務手数料規程		頁 No. 1 / 2
		BTRI-M103-02
平成20年 4月 1日制定	平成23年 4月 1日改訂	平成23年 4月 1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、新建築技術認定事業業務規程（以下「業務規程」という。）第15条及び新建築技術認定事業業務約款（以下「約款」という。）の規定に基づき、新建築技術認定事業の認定に係る手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定めるものである。

(手数料)

第2条 手数料は、当該認定に係る一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）役職員の人件費の他、以下の各号に掲げる経費を含むものとする。

- 一 新建築技術認定委員会及び専門委員会の運営費（認定委員、専門委員の旅費交通費及び謝金、会議費、資料印刷費等）
- 二 認定書、技術評価報告書印刷費
- 三 新建築技術認定事業報告書（以下「小冊子」という。）80部の印刷費（白黒印刷を標準とする。）
- 四 財団が申込者と協議のうえ必要と認めた者に送付する小冊子の発送費（申込者が希望する場合に限る。）

2 前項の経費を除く以下の各号に掲げる費用は、申込者が別途負担するものとする。

- 一 認定に要する確認試験及び書類作成に係わる費用
- 二 前項第三号の部数を超えて印刷することを申込者が希望する場合における小冊子の印刷費
- 三 前項第三号に掲げる標準以外の印刷方法により加算される小冊子の印刷費
- 四 現場調査等を行う場合の委員及び財団役職員の旅費・宿泊費等の実費（東京駅から概ね50kmを超える場所で行われる場合に適用する。）
- 五 その他財団と申込者が協議して必要となった経費

3 新規申込みの手数は、2,520,000円（税込み。以下同じ。）とする。なお、既存の認定基準への適合性の認定を行う場合は2,100,000円とする。ただし、上記のいずれの場合でも専門委員会の開催が6回以上（専門委員会が開催の必要があると判断した場合に限る）の場合は、1開催ごとに210,000円を加算するものとする。

4 認定書の内容変更を行う場合の手数は、以下のとおりとする。ただし、認定委員会がその変更内容を部分的な変更にあたらないと判断した場合は、新規申し込みに準じ別途積算した金額とする。

- |  |            |
|--|------------|
| 一 軽微な変更の場合で認定書を発行する場合                    | 105,000円   |
| *軽微な変更とは、認定の内容に実質的な影響を及ぼさない変更をいう。（以下同じ。） |            |
| 二 前号の場合で小冊子を発行する場合                       | 実 費        |
| 三 前各号以外の内容変更で、専門委員会の開催が3回までの場合           | 1,050,000円 |

<b>新建築技術認定事業業務手数料規程</b>		頁 No. 2 / 2
		BTRI-M103-02
平成20年 4月 1日制定	平成23年 4月 1日改訂	平成23年 4月 1日施行

- 四 前号に定める専門委員会の開催回数を超える場合は、一開催ごとに 210,000 円を加算する。
- 5 認定書の更新に伴う手数料は、以下のとおりとする。
- 一 認定書の内容変更がない場合又は軽微な変更の場合で、専門委員会の開催が 2 回までの場合  
630,000 円
  - 二 前号に定める専門委員会の開催回数を超える場合は、一開催ごとに 210,000 円を加算するものとする。

**(手数料の支払い)**

- 第 3 条 手数料は、財団から送付する請求書に記載された納入期限までに納入するものとする。  
また、第 2 条第 3 項ただし書き、同条第 4 項第四号又は同条第 5 項第二号に係る加算すべき費用についても同様とする。

**(手数料の取り扱い)**

- 第 4 条 申込者が一旦納入した手数料は原則として返還しない。ただし、約款第 8 条第 1 項（第 3 号を除く）の規定に基づく契約解除の場合は全額、約款第 8 条第 1 項第 3 号の規定に基づく契約解除の場合は、専門委員会の開催回数に応じ返還するものとする。
- 2 前条までの手数料は標準的費用であり、申込技術の内容等により増額又は減額できるものとする。

附 則 本規程は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 本規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。